

食品表示を見てみよう

ねりま食品衛生だより第56号 平成28年3月30日発行

練馬区保健所 生活衛生課 食品衛生担当係 5984-4675 練馬地区 3992-1183 / 石神井分室 3996-0633

平成 27 年 4 月 1 日に食品表示法が施行され、新しい食品表示制度が始まっています。下の例で加工食品の新しい表示について見てみましょう。



名称

一般的な名称です。
商品名ではありません。

原材料名

原材料、食品添加物がそれぞれ重量の多い順に表示されています。

添加物名は、改行や / で原材料名とは明確に区分して表示されます。原材料とは別の事項欄を設けて表示されることもあります。

期限表示

裏面で詳しく!

食品の特性により、賞味期限または消費期限が表示されています。

保存方法

具体的な保存方法です。

名称	焼菓子
原材料名	小麦粉、砂糖、マーガリン、チョコレートチップ（乳成分を含む）、卵、食塩 / 乳化剤、香料、カラメル色素、膨張剤
内容量	20 枚
賞味期限	平成 28 年 11 月 30 日
保存方法	直射日光を避け、常温で保存してください
製造者	(株) 食品 東京都練馬区 町 1 - 2 - 3

栄養成分表示 (100g 当たり)

熱量	kcal
たんぱく質	g
脂質	g
炭水化物	g
食塩相当量	g

製造者

製造者の氏名、所在地が表示されています。

輸入品は輸入者です。

製造所固有記号(あらかじめ消費者庁長官に届け出た記号)を記載して販売者が表示されている場合もあります。

ナトリウムが食塩相当量に変わりました。



栄養成分表示が義務に

栄養成分表示

これまで任意でしたが、27 年 4 月から表示が義務化されました。

(一部省略が認められている食品もあります)

食品表示法って？

食品表示をわかりやすくするため、食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つの法律の規定を統合しました。現在は新表示への経過措置期間中で、平成32年3月31日までに製造・加工・輸入される加工食品については、旧基準の表示が認められています。



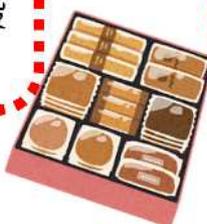
表示方法

容器包装を開けなくても容易に見ることができるように、見やすい場所に一括表示欄を設けて表示することが基本です。

輸入食品も日本語で！

表示対象食品

容器包装に入れられて消費者に販売される形態となっている加工食品です。



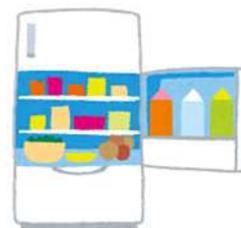
似ているけど違う

消費期限 賞味期限

消費期限 急速に劣化しやすい食品に
期限を過ぎたら食べない方がよい期限。

賞味期限 比較的劣化しにくい食品に
おいしく食べることができる期限。
この期限を過ぎても、すぐに食べられないということではありません。
3か月を超えるものは年月でもかまいません。

保存方法に記載されている方法で保存した場合の期限です。



未開封の状態です



一度開封したものは、表示されている期限にかかわらず早めに食べるようにしましょう。
表示されている期限は、開封後も保証されているわけではありません。

